

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

贈与時期は所有権移転登記の日・公正証書贈与で判決

Q: 不動産の贈与時期を巡って争われていた裁判の判決が出たようですが、その内容を教えてください。

A: 贈与の時期は公正証書を作成した日ではなく、所有権移転登記が行われた日とする判決が下されました。

【解説】

この事件は、父から子へ居住用財産等を贈与することを目的に公正証書を作成したことが発端です。しかし、その時点で所有権移転登記は行わず、実際に登記が行われたのはその8年後でした。そこで、課税サイドは所有権移転登記が行われた日を実際に贈与が行われた日と認定、贈与税の決定等の賦課決定処分を行いました。原告である納税者は、贈与が行われたのは公正証書が作成された時なのだから、徴収権が消滅する最長期間である7年間を過ぎて処分を行うことはできないとして、訴訟に及んだものです。

名古屋地裁は、不動産の贈与に際して公正証書等を作成するのは、贈与が行われたにもかかわらず、何らかの事情によって登記が得られない時や、登記のみでは明らかにできない契約内容等が存在するときに意義があるのであって、納税者が父親と結んだ公正証書には、登記のみでは明らかにできない契約内容は認められず、また、登記ができなかったことを伺わせる事情も認められないとしています。不動産の贈与では、原則として所有権移転の日を贈与日と見るのが妥当として、納税者の主張を退ける判決が下されました。

